

# 吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(簡易吸収合併)

2025 年 3 月 24 日

株式会社アーバネットコーポレーション

2025年3月24日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
株式会社アーバネットコーポレーション  
代表取締役社長 田中 敦

## 吸収合併に係る事前開示書面

当社は、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

### 1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2025年2月20日付で、株式会社エムランド（以下「エムランド」といいます。）との間で合併契約を締結いたしました。

### 2. 合併対価の定め相当性に関する事項

（会社法施行規則第191条第1号）

当社は吸収合併消滅会社であるエムランドの発行済株式全部を所有しているため、合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付は行わず、これを相当であると判断しております。

### 3. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

### 4. 消滅会社の計算書類等に関する事項

（会社法施行規則第191条第3号イ）

吸収合併消滅会社であるエムランドの最終事業年度（2023年7月1日～2024年6月30日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

（会社法施行規則第191条第3号ハ）

該当事項はありません。

### 5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容

（会社法施行規則第191条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）  
合併当事者各社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙1 合併契約書（写し）

別紙2 エムランドの最終事業年度に係る計算書類等

## 吸収合併契約書

株式会社アーバネットコーポレーション（住所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下、「甲」という。）と株式会社エムランド（住所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

### （合併の方式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

② 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

③ 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

### （効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、2025年6月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### （無対価合併）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

### （資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

### （権利義務の承継）

第5条 乙は、2024年6月30日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

### （善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び一切の財産の管理運営を行うものと

し、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(従業員の引継ぎ)

第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

② 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

(解散費用)

第8条 効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(規定外条項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年2月20日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
(甲) 株式会社アーバネットコーポレーション  
代表取締役社長 田中 敦



東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
(乙) 株式会社エムランド  
代表取締役 猪野晃史



# 決算報告書

(第 33 期)

自 令和 5 年 7 月 1 日

至 令和 6 年 6 月 30 日

株式会社 エムランド

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
霞が関ビルディング35階

## 貸借対照表

令和 6 年 6 月 30 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 26,480,247】	【流動負債】	【 70,000】
現金及び預金	26,480,247	未払法人税等	70,000
【固定資産】	【 292,960,813】	【固定負債】	【 223,347,822】
(有形固定資産)	( 292,960,813)	長期借入金	220,000,000
土地	292,960,813	長期未払費用	3,347,822
		負債の部合計	223,417,822
		純資産の部	
		【株主資本】	【 96,023,238】
		(資本金)	( 10,000,000)
		資本金	10,000,000
		(利益剰余金)	( 86,023,238)
		繰越利益剰余金	86,023,238
		純資産の部合計	96,023,238
資産の部合計	319,441,060	負債及び純資産の部合計	319,441,060

損 益 計 算 書自 令和 5 年 7 月 1 日  
至 令和 6 年 6 月 30 日

単位 円

【販売費及び一般管理費】		556,593
営業損失		<u>556,593</u>
【営業外収益】		
受取利息	121	
雑収入	190	311
【営業外費用】		
支払利息	2,297,415	<u>2,297,415</u>
経常損失		<u>2,853,697</u>
税引前当期純損失		<u>2,853,697</u>
法人税等		70,018
当期純損失		<u><u>2,923,715</u></u>

販売費及び一般管理費

自 令和 5 年 7 月 1 日  
至 令和 6 年 6 月 30 日

単位 円

手 数 料	556,193
租 税 公 課	400
合 計	<u>556,593</u>

556,593

## 株主資本等変動計算書

	自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日 単位 円			
	資本金	株主資本		株主資本
		利益剰余金	利益剰余金	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金	
当期首残高	10,000,000	88,946,953	88,946,953	98,946,953
当期変動額				
当期純損益金		△2,923,715	△2,923,715	△2,923,715
当期変動額合計		△2,923,715	△2,923,715	△2,923,715
当期末残高	10,000,000	86,023,238	86,023,238	96,023,238

## 個 別 注 記 表

自 令和 5 年 7 月 1 日

至 令和 6 年 6 月 30 日

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係わる事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの  
移動平均法に基づく原価法

イ 時価のないもの  
移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定率法、ただし、平成10年4月1日以降  
取得建物は定額法

無形固定資産 法人税法の規定による定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法  
人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の  
債権の回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 計上していません。

退職給付引当金 計上していません。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引につ  
いては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

200株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

0株